

ごみの出し方講座

「その他プラスチック」



「みかんちゃん」は、周防大島町の3R推進マスコットキャラクターです。

今回は「その他プラスチック」(略して「他プラ」と言うよ。)についてだよ。先月号でお話した「容プラ」には、リサイクルプラマークがついているけど、商品そのものがプラスチックでできているものには、リサイクルプラマークはついていないよ。プラスチック製のおもちゃやバケツ、歯ブラシなどがそれにあたるね。周防大島町では、それらを「他プラ」に分別するよ。それと、ゴム製品(長靴、ボールなど)やビニール製品(雨合羽、ビニールシートなど)、発泡スチロールなども「他プラ」だよ。様々なものが「他プラ」に分別されるから、「ごみ分別の手引き」でよく確認してね。それでも分からないときは、遠慮なく役場生活衛生課に聞いてね。

「他プラ」をごみ収集ステーションに出すときは、町指定の「プラスチックごみ専用袋」(無色透明で緑色の文字・ビニール製)に入れてね。袋には必ず名前を書かないといけないよ。

「他プラ」の中にもリサイクルできるものがあるって、周防大島町環境センターでは、みんなから集めた「他プラ」も手作業でさらに細かく分別してリサイクルできるものは業者へ引き渡しているんだ。

まさに、「分ければ資源、混ぜればごみ」なんだね。

今回のポイント!

- 「リサイクルプラマーク」がついてないプラスチック製品、ゴム製品、発泡スチロールなどが「他プラ」。
- 「ごみ分別の手引き」を見て、よく確認すること。それでもわからないときは、生活衛生課へ電話して聞いてみよう。

10月は「3R推進月間」です

3Rとは?

Reduce (リデュース)
廃棄物の抑制
(ごみを減らす)

Reuse (リユース)
再使用
(何度も使う)

Recycle (リサイクル)
再資源化
(資源に戻す)

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1012

やくば窓口通!信

こんなときどうするの? どうなるの? ③

財産の相続手続きの必要書類として金融機関などで「改製原戸籍謄本」と説明され、聞きなれない言葉に戸惑ってしまうことがあります。

【ご質問】 「改製原戸籍」(一般に「かいせいほらこせき」と呼んでいます)とは何ですか。

【お答え】 法律や命令によって戸籍の様式などが変更された場合、これまでの戸籍を新しい戸籍の様式に書き替えます。このことを「戸籍を改製する」といい、改製する前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。例えば、終戦後に民法等が改正され戸籍編成の単位が「家」から「夫婦とその子ども」となって戸籍が改製されました(昭和改製原戸籍)。

また、周防大島町では平成16年に戸籍をコンピュータ化して改製しました(平成改製原戸籍)。

なお、戸籍を改製する時には、既に死亡や婚姻などで除籍されている方は次の戸籍に記載しないことになっています。そのため、親子関係や死亡の事実を証明するためには「改製原戸籍謄本」が必要となる場合があります。

■問い合わせ 久賀総合支所 (79) 1000
大島総合支所 (74) 1001
東和総合支所 (78) 1110
橘総合支所 (77) 5500